

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220412	株式会社弘前駅前 タクシー (法人番号 8420001009370) 代表者三上智史	青森県弘前市大字 駅前2丁目4番地3	本社営業所	青森県弘前市大字境関 字豊川8番地2号	輸送施設の使用停止(105日車)及び文 書警告	道路運送法第27条 第3項	令和3年8月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第45条及び道路運送車両法第48条)、(2)点検整備記録簿の記載違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第49条)	11	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。